平成３０年（フ）第１１１号
福岡県久留米市国分町1551番地６　苅原アパート３号、前住所福岡県久留米市上津町1936番地18
債務者　塚元喜美枝
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２４号
福岡県小郡市小板井329番地１　ルポ小郡駅前602号、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2399番地１　フラワーフレンドリーＢ棟303
債務者　山本　　雅
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１０６号
金沢市大額３丁目170番地　大額シャミービル301号、従前の住所石川県能美市和光台１丁目９番地
債務者　毎田　　実
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
福井県敦賀市木崎６号10番地の３　ベルメゾン２Ｃ
債務者　濵岸ひろ子
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第２１号
福井県敦賀市昭和町２丁目14番24―301号　ラ・エスペランスⅡ
債務者　川嶋　　諭
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第３８号
長野県上田市真田町本原2656番地１　エテルノセルバＢ102号
債務者　臼田　美花
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第９８号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目12番11号Ｂ―106、前住所兵庫県宝塚市売布３丁目７番24号101
債務者　楠元　裕士
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地　北池尻団地１―144号
債務者　岡田十三義
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２３５号
兵庫県西宮市小松南町１丁目２番３―202号
債務者　中原　良見
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３８号
兵庫県芦屋市大東町14番16―110号
債務者　林　　隆一
１　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保27番地７　グリーンコーポ脇２号室、旧住所大阪府大東市大東町７番６号
債務者　川﨑　友映
１　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第１２１号
佐賀市与賀町１番27号　共立ビル601号
債務者　四宮　兼一
１　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５６号
神戸市東灘区御影中町３丁目２番２―511号　山口方
債務者　太田　和秀
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１５号
佐賀市栄町６番12号　グレースフル栄301
債務者　樋口　裕二
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2510番地３　ニュウコーポ柳Ⅱ―103号
債務者　大野美代子
１　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12676番地６　コーポ曙202号
債務者　下西　稔徳
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係